

八王子市告示第 61 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年（2018 年）八王子市告示第 310 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 25 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市叶谷町 1596 番、1597 番 1、1599 番の各一部）

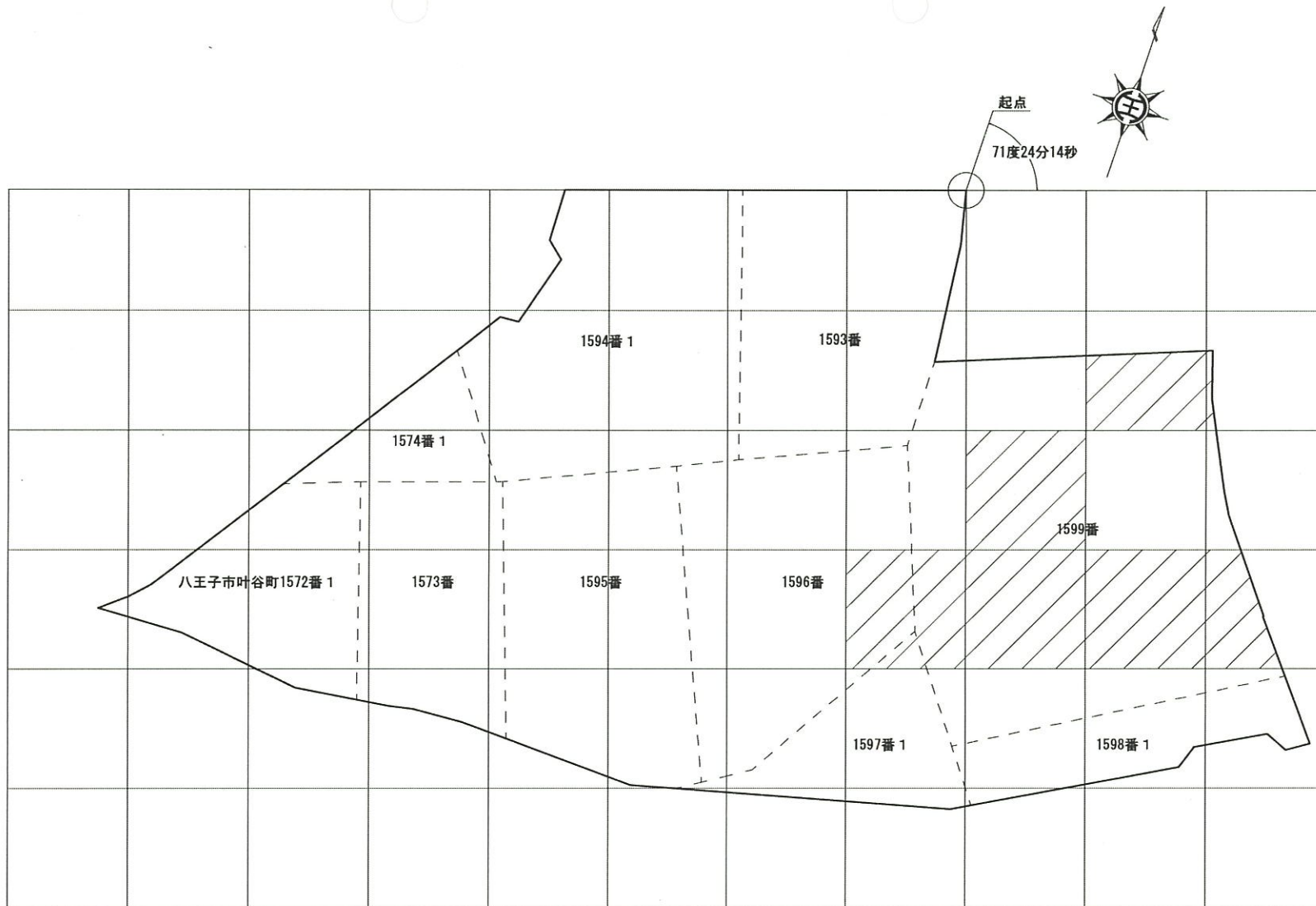
2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

＜問合せ先＞
環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市叶谷町1593番の最北端とする。

【凡例】

指定を解除する区域 --- 筆境界 —— 単位区画 —— 敷地境界

【格子の回転角度】 71度24分14秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。